

豪州の英語学校の質を保証する枠組みの重層性について  
 —イングリッシュ・オーストラリア理事への聞き取り調査—  
 The stratified quality assurance scheme for ELICOS in Australia  
 -An interview with a chairperson of English Australia-

国際大学  
 竹内明弘

要旨

オーストラリアは教育に関して包括的な質保証の枠組みを持つ国である。竹内（2007）ではオーストラリアの英語学校の認定制度から日本が学び取ることのできる評価基準を主眼としたが、そこで割愛された問題に、英語学校の質を保証する枠組みに関する、外部の人間には分かりにくい重層性がある。本稿はその点を確認すべく行なったオーストラリアの担当者への聞き取り調査の記録で、重層性の解明の一助にしようとするものである。  
 キーワード：教育の質保証、語学教育、認定、評価

0. はじめに

オーストラリア政府国際教育機構が発行している「オーストラリアの教育におけるクオリティー保証」という冊子<sup>1</sup>には、かの国の包括的な教育の質保証制度について、留学生を受け入れるすべての教育機関が政府への登録を義務付けられており、教育内容、施設設備、サポート体制に関する国家基準を満たした教育機関とコースのみが、留学生受け入れを認められ政府登録されるとある。オーストラリアは English Language Intensive Courses for Overseas Students(ELICOS)とよばれる英語学校が有名であるが、同冊子の英語学校の項目下には、英語学校はこの教育資格システムの対象外だが、連邦政府や専門機関によって厳しく管理されていて、「国内の主な英語学校や英語コースは、クラスの規模、講師の資格、カリキュラム、教授法、教材等に関するハイレベルな基準を定めた NEAS<sup>2</sup>と呼ばれる全国英語学校認定制度により認定されており、「NEAS の認定を受けていない英語学校も、州政府による認定・登録が義務付けられて」いるとある。これにより、NEAS の認定を受けた機関と、その認定がなされていない州政府の登録のみの機関があることが分かる。

しかし、オーストラリアの ELICOS<sup>3</sup>の質保証や認定制度をインターネットで調べたり、

<sup>1</sup> 2007年に筆者が入手。発行年月日は無記載。

<sup>2</sup> National ELT Accreditation Scheme

<sup>3</sup> English Language Intensive Courses for Overseas Students

英語学習者向けのパンフレットを見ると、NEAS 以外に、もう一つ E A<sup>4</sup>ということばを質保証のキーワードとして目にするが、この 2 者の関係は外部者には明快には分かりにくい。ELICOS の認定制度の調査を進めていくうちに、英語学校の質保証をめぐる、NEAS は質保証の認定をする機関で、E A は NEAS 認定を済ませた英語学校が結成する協会、ここへ加盟することが一層高い質の保証の証となっているというように、質を保証するための認定制度が重層的な様相を持つことが分かった。

本稿は、NEAS と E A とがどういう関係になっているのかを具体的に分かりやすく解明するため、E A のチェアをしているシェイマス・ファーガン氏<sup>5</sup>に聞き取り調査を行なった記録である。筆者に質問 Q に対し、ファーガン氏が回答 A を与える形式で記述した。尚インタビューは英語で行なわれ、筆者が翻訳した。

## 1. 認定制度の諸相について

### 1. 1 成立過程

Q : 認定制度がどのように形成されてきたのか :

A : 自分の場合、1988 年にオーストラリアに来て、英語学校の設立に携わったが、それが認定制度に関わった最初であった。当時、認定制度は連邦政府によって運営され、極めて急いで作られたにしてはまあまあのできて、ある程度の基準は満たしていた。

1991 年に中国人学生が中心となった英語学校危機があつて、新たな局面を迎えた。現在の日本の中国人学生の一部に見られるように、英語力が全くなく仕事のために渡豪してきたものたちの抱える問題であった。その後、天安門事件がおきて、中国から入国した 2 万人の学生が豪州に取り残された。中国人学生を大量に抱えていた学校は閉鎖され、またこれを機に連邦政府は認定制度から手を引いてしまった。

そこで、当時、英語学校協会 (ELOCOS Association) と呼ばれていた現在の E A の前身は、自分たちで独自の認定制度を設けようとした。当時の理事の一人が一週間休みを取って認定基準を作成し、引退した最高裁判所の裁判官 1 人、TEFL 専門家 2 名、自分たち英語学校協会の全国協議会から 1 名を委員に任命して委員会ができた。このときは、私 (シェイマス氏) も全国協議会からの代表として 4 年委員会にいたことがある。70000 ドルの負債を抱えた状態での出発だったが、次第に予算が自己充足できるようになり、全国の英語学校を認定するようになっていった。当時は略式 (provisional) と正式 (full) の 2 タイプの認定レベルがあり、略式は認定された後 1 年以内に正式認定に申請しなければならなかった。認定に要求される学生数 30 人を確保できていないところは正式認

---

<sup>4</sup> English Australia

<sup>5</sup> Seamus Fagan, Chairperson, English Australia, Director/Associate professor, English Language & Foundation Studies Centre, The University of Newcastle

定を延期することもできた。認定制度は大学付属の公的機関と民間人が営利目的とした民間機関の両方を受け持っていて、すべての種類の学校を豪州全域に渡ってカバーしていた。

EA は数年前にいくらかの制度改変を行ない、略式認定制度を「監督下にある候補」制度（guided candidacy）に変えた。監督下にある候補の学校は設立されて半年後にEAの査察を受けることになる。設立して略式認定を受けるまでは学生を入れられないし、認定された時点で学生はまだ入学していない状態である。部屋と設備と本と教育ディレクターと経営者しかおらず、私も査察官のときはディレクターと経営者とに会って話をした。教師は、まだいないが履歴書は見るができる。そして、候補のときに査察をすると実際の様子が分かるので助言をする。その年の終わりに正式認定の申請をして、取得後は年毎に監視を受ける。年毎の監視はスタッフなどにどんな変化があったかについて書類作製がなされ、18ヶ月ごとに査察者は一日かけて訪問し、全て問題ないかをチェックする。

認定制度で確認する項目は学生の福利厚生、学校と設備の経営管理、カリキュラムである。

福利厚生：外国人のための学校なので、規定の数のクラスやカウンセリング室があるか、ということが重視されるし、福利厚生は両親がいない外国人学生にとっては国内学生より重要になってくる。カウンセリングや医療設備へ容易にアクセスがあるかどうかなどが重視される。

カリキュラム：学生の英語能力水準に合っているかどうか、試験はあるか、どんな試験か、結果はなどが対象となる。広告もチェックが入る。かつてシドニー湾から10kmも離れている学校がシドニー・ハーバーブリッジの写真を使い、いかにも湾のそばの立地であるかのようにうたっている広告をしていたところがあった。

現在、私は2004年からの認定制度の改変に関わっていて、州と連邦、メンバーからも代表を委員会にいれるところである。

EAが始まり、次に認定制度が始まった。そして我々は認定制度の設立を行なったということで複雑な事情がある。州政府のいくつかは我々が認定制度に関わったことを後悔しているが、英国、ニュージーランド、カナダ、米国でも状況は同じ。産業法人を認定しようというのにはいつも問題が付きまとう。

## 2. 認定、登録、会員の諸相について

### 2. 1. 認定、登録、会員の関係

Q：認定と登録制度について、また会員となるには：

A：政府は1991年に設立されたNEASが英語学校の認定を行なうことを承認した。ところで、各州によって認定と登録の様相が異なる。NEASは認定と登録の両方を行なう。

E Aは産業団体であり、昔ニューサウスウェールズ州で、私が英語学校を設立したときは NEAS から認定と登録の両方をする権限をもらって、同時に両方を行なった。また、クイーンズランド州では、学校は NEAS が認定して州政府に報告し登録されるが、その課程はほぼ自動的に行なわれる。

現在 NEAS の認定した学校は 245 校で、そのうち 85 の学校が E A 会員である。E A 会員校は NEAS 認定校で学ぶ学生を含めた、全体の 80% の学生を教えている。E A 会員になるためには NEAS 認定があるのが必要条件である。E A は企業体なので、ある学校が NEAS の基準を最低限満たしている、E A に加盟を希望しても、それを拒否する権利がある。一つ小さいところを除いて、大学はすべて E A 会員だし、大きい民間の語学学校は全て E A 会員なので、いわば最大で最良の英語学校サービスを出しているところが E A といえる。学生の数が少ないところは会費を払わなくてはならないので加入を希望しないし、会員になりたがっていて、NEAS の最低基準を満たしている、E A が拒否したいところもある。

## 2. 2. E A 会員になるための基準について

Q : E A は NEAS より厳しい基準を設けている<sup>6</sup>とあるが、説明してもらいたい。

A : E A は実際に何が起きているのかという現実的なことを把握しているのが NEAS との違いである。

あるテンプラ屋が、例えばてんぶら料理店組合の定める最低基準は満たしている、その実態が、査察官がいなくなるとすぐに台所を不衛生にしてしまうような店であることが分かった場合、そのような店を組合の会員に推薦しようなどとは思わないだろう。また、E A になるためには年間 9000 ドルの会費を払わなければならないのだが、20 人しか学生がいらないというような語学学校は E A に自分から加盟しようとはしない。つまり、E A として会員に招きたくないところと、自分からは入らないところがあるといことである。

Q : NEAS の認定後のモニターで認定が取り消されることはあるか？

A : 正式認証の後は 1 年に一回のモニターがある。教師の質が悪かったり、出席をチェックしなかったりするというようにパフォーマンスが良くない学校があるとの報告を NEAS が受けた場合、例えば「これから 2 時間後に査察をいれるぞ」と該当校に連絡を出し実際に査察を入れ、査察の結果として警告を出す。それでも改善されなければ、認定が取り消しになり、学生を募集する資格を剥奪される。認定取り消しの権限を行使することは容易なことではないのだが、権限はちゃんと有するのである。自分も継続的に

---

<sup>6</sup> ALC (2007)

悪いパフォーマンスを続けている学校の認定取り消しに関わったことがある。

### 3. NEAS と EA の相違

#### 3. 1. 評価基準

Q : EA は NEAS のような認定の過程や評価基準を定めたハンドブックはないのか？

A : EA は NEAS のように基準を満たしたところを認定するのではなく、会員として認めるかどうかを投票で決めるので、NEAS のようなハンドブックはもっていない。

Q : NEAS はカリキュラムについて評価基準があるが、EA はどうか？

A : NEAS はカリキュラムに関しては認定のため評価するが、EA は評価基準を持たない。しかしながら、もし EA 会員でカリキュラムに問題があれば、極めて時間のかかる法律が絡むプロセスを経ることにはなるが、会員からはずされることもありうる。

EA 会員に認定を申請するときは、自分たちのカリキュラムの概要とそのカリキュラムにした理由、教育方針、リソース、を申請書に記入して提出し、ELT 専門家がそのカリキュラムを見て、学生のプロフィールと水準に照らし合わせて判断を行なう。

普通 ELOCOS は、基本的には 4、ときに 5 レベルの英語コースを用意していて、それらは、初級、中級、中上級、上級または就学目的の英語コースである。学校は適切な教科書を使い、定期的カリキュラムの見直しをしていることを証明しなければならないし、学生が変わればカリキュラムも変えなければならない。また、教師の専門性開発のための研修 (staff development) を行なわなければならない。

#### 3. 2. 結果の相違

Q : 典型的な EA 会員の学校と NEAS 認定のみの学校の違いは何か？

A : 結論から先に言えば、EA 会員の方が質が高いといえる。会員加盟を認可する過程を説明するとそれがわかると思うので、説明しよう。

まず、英語学校は運営の点から 3 種類に大別できる。経営基盤がしっかりしていて、教育を目的に運営されている学校は、給料がよく、カリキュラムも優れていて、学生の面倒も良く見る。その対極には、底辺レベルでは利益主義に走る経営者 (business people) が運営しているところがあって、給料、カリキュラム、教師ともに劣悪で、学校に出席しない就労学生を抱えていても、学費さえ払えば在籍を許している。残りはこの両極のどこかに位置するカレッジである。

EA の会員取得には、NEAS の認定のある他の英語学校からの支持と、3 人の推薦者が必要となる。推薦者は候補 ELOCOS によって選ばれ、アカデミック関係者が一名、ビジネス関係者が一名、そしてどちらかのタイプがもう一人で構成される。候補校も推薦者

---

7 NEAS (2005) ELICOS Accreditation Handbook, NEAS Australia

も英語教育産業の界隈で良く知り合っている仲同士なので、信頼が醸成されてないと仕事ができない。候補校は推薦者から訪問され、スタッフとび面接が行なわれ、実態を詳細にモニターされた上で、レポートが作成される。

その後はまず、EAの州支部が審議し入会を認められれば、中央委員会に案件を上げる。14人ほどで構成される中央の委員会では、推薦者3人のレポートで評価が良い場合、候補者の会員加盟の是非を問う投票を行なう。その逆に推薦者のレポートで評価が悪く、州支部がその状況を把握している場合は、州支部の段階で会員にはしない。これは、(査察のレポート、推薦書が候補者にフィードバックされないという点で) 不明確なやり方であるが、EA側が何か書面に残せば法廷闘争に持っていかれることもあるので、投票で必要な票数が得られなかったという結果だけを口頭で伝えることになる。

中央委員会では2日かけて会議をして決める。最近、3つのカレッジが候補として応募したが、会員になれたのは1つだけであった。残りの2つは、我々が信じているところではいろいろ問題があるということであったから。

EA会員校は、教育の質が高く、学生の福利厚生にも注意を払っているということがいえるのだが、NEASの認定を受けているだけのところでも極めて良質の学校もあることは言うておかなければならない。

#### 4. 評価者と被評価者の関係

Q: 推薦者と候補者の癒着はないのか?

A: ありえる。しかし、そういうことが起きにくい事情はある。というのも推薦者、委員とも英語学校産業関係の人間だから、お互いに良く相手のことを知りあげているし、委員会での話は外部に出ないので、正直に話しができるからだ。自分はEAの委員会に14年働いているが、一つか二つは癒着していたことがあったかも知れない。

どこかのELOCOSセンターのディレクターが先導してEAに加入した後、誰かがそこを買い取って5年で水準を落とすこともありうる話で、そんな証拠があればEAのメンバーからはずせるが、時間はかかる話になる。現在の会員加盟の過程は完璧な制度ではないが、EAがしようとしていることは劣悪なところを会員から除外することにある。

#### 5. 福利厚生

Q: 学費払い戻し制度<sup>8</sup>が適用されるケースはどんなものがあるか。

A: 払い戻す場合は例えば以下のようなケース。25週のコースで3週目に家族に不幸があってコースが続けられなくて帰らなければならなくなったとか、コースが始まった直

---

<sup>8</sup> ベバリッジ (2006)

後に自分の入りたかった英語コースと性質が異なることが分かった場合。しかし、一旦コースが始まってしまった場合は払い戻しは難しい。豪州で英語を勉強するのが条件の査証がある場合、単に勉強したくないからやめるなどという場合には移民局に通報しなければならない。払い戻し制度は学生だけでなく ELOCOS 英語学校も保護<sup>9</sup>しなくてはならないのだから。

学生は一つの ELOCOS センターに半年は最低在籍しなければならない。高い学校に登録した後、払い戻してもらって安い（通常は悪質な）学校をエージェントから紹介してもらい、差額をエージェントと本人で半分にするような事例もあったが、これはそのようなことを防ぐため。

また、払い戻さない場合は、25 週間 ELOCOS に入って、IELTS<sup>10</sup>の 5.5 に届かなくて大学に入れなかったから学費を払い戻してもらいたいというクレームには払い戻しはしない。学生の希望している目標が達成できなかった要因が、例えば、毎晩ナイトクラブで遊んでばかりいた、週末パーティーばかりしていた、スポーツカーを乗り回していた、同国学生でかたまって母語で話してばかりいた、などたくさんありすぎて、ELOCOS のせいにできないからだ。

## 6. その他

Q：日本の日本語教育に関して何か考えはあるか？

A：アジアのそばにある英語圏で、ショートステイで英語を学びたいグループとさらに勉強を続けるために英語を学ぶグループがあるため、オーストラリアの英語学校は隆盛してきた。同じ理由で日本の日本語教育も隆盛ならびに認定評価の整備が進むことになるのではないか。

## 7. まとめ

---

<sup>9</sup>ELICOS に関する国家綱領(National Code 2007 ELICOS Sector Compliance Guide)では消費者保護の観点から、学生の福利厚生が最重要課題との考えの上に立っている。1991 年の ELICOS 危機のときには中国人学生が学校閉鎖で学校がなくなり、国が 88000000 ドルを学生に補償しなければならなかった。91 年以降政府は民間の ELICOS が貯金しておく基金を設立し、学校がつぶれても補償できるようにしたのも、留学生という消費者の権利を保護するという意味がある。

<sup>10</sup> IELTS: International English Language Testing System

NEAS と EA は両者ともオーストラリアの英語教育の質を保証するための制度で、前者は認定の最低基準を設け、その認定を受けることは EA 会員となるための必要条件となる。ファーガン氏との聞き取りでは「NEAS は学校を認定(accredit)をするし、学校は EA の会員 (become a member) になるのであって、EA から認定される (accredited by EA) や、NEAS の会員 (to become a member of NEAS) という英語はない」と筆者は訂正を受けたのだが、このことばが端的に 2 者の違いを表しているといえる。英語学校は第 3 者機関の NEAS から認定を受けたことをもって、質保証の証の一つとすることができるし、さらに、認定を既に受けているいわば同業者組合で成す EA に、推薦者からの報告を受け投票するという手続きを経て、会員になることで質保証の証をたてることのできるという仕組みになっているわけである。

2 つの制度があるのは、歴史的な経緯があるので、日本国内の教育機関の質保証に関して、全く同じ制度を設けることは意味がない。しかしながら、このことは、語学教育において質を保証がどれほど重要なのかという認識をオーストラリアの政府、英語学校とその関係者が共通してもっており、その恒常的な努力の結果の表れであるということは間違いない。日本はこの認識とその運用において、学ぶところがあるのではなかろうか。

#### 参考文献

ALC (2007) オーストラリア語学研修モニター募集：スペースアルク、「English Australia とは？」 <http://www.alc.co.jp/sabrd/aus/kenshu/about-ea.html>

(2007 年 1 月 10 日アクセス)

竹内明弘 (2007) 「言語教育の視点から見た豪州の教育の質保証制度」、『日本の大学における日本語教育プログラム評価の評価基準の試作とその試行』(科研課題番号 17652056) 平成 17~18 年度科学研究費補助金(萌芽研究) 研究成果報告書 pp45-66,

ベバリッジ・ライザ (2006) 「オーストラリアにおける教育の現状及び留学情報」、第 10 回オセアニア教育学会発表資料

NEAS (2005) ELOCOS Accreditation Handbook, NEAS Australia, <http://www.NEASaustralia.com/fst.html> (2006 年 5 月 1 日アクセス)

English Australia (2007) <http://www.englishaustralia.com.au/jp/index.htm>  
National Code 2007 ELOCOS Sector compliance Guide (2007) English Australia, [http://www.englishaustralia.com.au/index.cgi?E=hcattfuncs&PT=sl&X=getdoc&Lev1=mem\\_code07&Lev2=nc\\_eguid07](http://www.englishaustralia.com.au/index.cgi?E=hcattfuncs&PT=sl&X=getdoc&Lev1=mem_code07&Lev2=nc_eguid07) (2007 年 7 月 15 日アクセス)